



小規模事業者 持続化補助金

～事業の継続と成長をサポート～

本イラストはGoogle Geminiで作成しました

小規模事業者持続化補助金は、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等が取り組む「販路開拓（売上拡大の施策）や業務効率化を図る」ための経費の一部を国が支援する補助金制度です。

申請にあたっては、小規模事業者等が経営計画書類を自ら策定することが必須となりますが、地域の商工会議所のアドバイスを受けながら作成していきますので、初めて補助金を申請する小規模事業者にとっても比較利用しやすい制度になっています。経営計画書類の策定により、自社の現状を認識し、経営の方向性を確認、見直すきっかけにつながります。

そこで、小規模事業者持続化補助金（第20回一般型）の概要や活用のポイントなどをお伝えします。

補助金額

通常枠は、対象経費の3分の2（補助上限額は最大50万円）を国が補助してくれます。さらに、インボイスや賃上げへの対応といった特例の条件をクリアすると最大250万円まで上限が引き上げられます。（※表①）

補助対象経費

自社のホームページやECサイトの構築、チラシの制作による広報強化、業務の効率化・生産性向上に直結する機械・設備の導入、店舗改装などです。

※単に今ある機械・設備が古くなってきたための買い替えは対象となりません。新たに導入することでのような効率化を生み、売上につながるのか明確な理由が必要です。

最新（第20回）のポイント

- ・ホームページ制作などのウェブサイト関連費やチラシなどの広報費は「それぞれ上限30万円（税込）」となり、単独での申請はできません。必ず新商品の開発や機械装置の導入など他の経費と組合せる必要があります。
- ・賃金引上げ加点や経営力向上計画の認定など加点項目があります。

補助金全般に言えることですが、補助金は後払いであること、申請をすると必ず給付を受けられる訳

ではありません。申請した事業が採択され、採択後は補助事業実施期限までに補助事業を終了し、かつ補助事業に係る経費の支払いを完了し、報告書等の提出を行った後に、上限に基づき補助金が出るものです。

まずは自己資金で取り組みを実施することになりますので、資金繰りを含めて計画することが大切です。そして、自社の強みや顧客ニーズを分析し、補助金を活用することで、どのような生産性向上のメリットがあり、売上を増やすことができるのか、自社の経営に必要な取り組みであることを申請書で分かりやすく伝えることが重要です。

詳細は、今月号の会報折込チラシの他、小規模事業者持続化補助金ホームページ（商工会議所地区）の公募要領等をご確認ください。



※一般型の他に、創業後1年以内の小規模事業者等（創業後、事業開始前の事業者も対象）が対象の創業型があります。詳細は、今月号の会報折込チラシをご覧ください。

小規模事業者持続化補助金(一般型)の概要

補助対象の小規模事業者

業種	常時使用する従業員数
商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業を除く)	5人以下
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

※補助対象にならない業種があります。
必ず公募要領をご確認ください。

表①：補助率・補助上限額等

補助率	2 / 3 (賃金引上げ特例のうち赤字事業者は3 / 4)
補助上限	50万円
インボイス特例(※)	50万円上乗せ (インボイス特例の要件を満たしている場合に限り)
賃金引上げ特例(※)	150万円上乗せ (賃金引上げ特例の要件を満たしている場合に限り)
上記特例の要件を ともに満たす事業者	200万円上乗せ (※の両特例要件を満たしている場合に限り)

【本要件を満たさない場合は、交付決定後であっても、補助金は交付されません】

小規模事業者持続化補助金 申請から採択後の流れ

STEP. 1

- ・経営計画・補助事業計画書の作成(下準備)
自社の強みや今後の売上増加を図るための補助対象事業の内容を
ご自身なりに文章にします。



STEP. 2



- ・商工会議所に相談
 - ①作成した計画書をお持ちいただき、計画書の内容をブラッシュアップしていきます。
 - ②計画書が出来上がったら、当所が発行する「事業支援計画書(様式4)」を発行いたします。
- ※計画書の作成は、複数回やりとりをしますので時間を要します。
ご予約をいただいた方から順次ご対応となりますので、当所が発行する「事業支援計画書(様式4)」の発行締切日(令和8年12月4日)の1～2カ月前には、一度ご相談ください。
なお、申請受付開始は、令和8年11月5日からです。
※「事業支援計画書(様式4)」の発行は、申請される小規模事業者の地区内の商工会議所になります。

STEP. 3

- ・電子申請システム(Jグランツ)からオンライン申請
 - ①申請受付締切(令和8年12月15日 17:00)までにご自身で申請をしてください。
- ※申請にはGビスIDプライムが必要ですので、申請を検討される方は事前に取得してください。



Jグランツ

STEP. 4

- ・審査・採択発表【交付決定(採択を受けた)事業者の発表】
 - ※交付決定となった事業者は、交付決定通知書が届いてから、初めて補助金申請時に行った計画に基づく「発注・契約・支出」等を行うことができます。
 - ※本補助金は審査があり、全ての事業者が給付を受けられるものではありませんので、ご注意ください。

STEP. 5

- ・補助事業の実施・実績報告書の提出
 - ①領収書や見積書、実施した証拠写真などを用意、報告書を作成して事務局に提出します。

STEP. 6

- ・STEP. 5で提出した書類の審査を経て、補助金が入金
 - ※補助事業が終了した1年後にその後の成果や経営状況を報告する「事業効果報告書」の提出も必要となります。

【問合せ】小規模事業者持続化補助金事務局(商工会議所地区)

■補助金の審査、申請等に関する窓口 03-6634-9307
■申請システムの操作に関する窓口 03-6636-5410
受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日、年末年始の休業日を除く)

■計画書の作成に係る相談は
小樽商工会議所相談課
(22-1177)にご連絡ください。
※事前に電話にて予約をお願いいたします。

